

規則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十五号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和三十九年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「条例、定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は

「1 収支予算書及び事業計画書

条例」に改め、 「及び経歴」を「2 市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業に係る契約書

援事業を行うおうとする者にあつては、当該 市町村の委託を受けて老人居宅生活支援事業に係る契約書

生活支援事業を行うおうとする者にあつては、当該委託に係る契約書

「(1) 土

(2) 収

(3) 当

うと

(4) 市

地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

支予算書及び事業計画書

該区域外に施設を設置しようとする市町村にあつては、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書

町村以外の者にあつては、定款その他の基本約款

市町村以外の者にあつては、届出者の登記事項証明書」に改め、

様式第五号及び様式第六号を次のように改める。

養護老人ホーム等設置届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

市町村長 印

(地方独立行政法人の長 印)

老人福祉法による養護老人ホーム
特別養護老人ホームを設置したいので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 建物（規模及び構造）
 - (2) 設備
 - (3) 土地（敷地の面積、借地等の有無）
- 3 施設の運営の方針（運営規程等）
- 4 入所定員
定員 人
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 その他
 - (1) 地方独立行政法人が設置しようとする場合にあつては、届出者の登記事項証明書
 - (2) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第76条（条例第117条において準用する場合を含む。）又は第103条（条例第121条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
 - イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態
 - エ 条例第96条第1項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（条例第96条第2項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

添付資料

2の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

申請に係る施設の設置者

所在地

名称

代表者氏名

㊦

老人福祉法による養護老人ホームの設置について認可を受けたいので、下記の特別養護老人ホーム

とおりに申請します。

記

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
 - (1) 建物（規模及び構造）
 - (2) 設備
 - (3) 土地（敷地の面積、借地等の有無）
- 3 施設の運営の方針（運営規程等）
- 4 入所定員
定員 人
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日
- 8 その他
 - (1) 申請者の登記事項証明書
 - (2) 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 埼玉県軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第76条（条例第117条において準用する場合を含む。）又は第103条（条例第121条において準用する場合を含む。）に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
 - イ 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - ウ 職員の勤務の体制及び勤務形態
 - エ 条例第96条第1項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容（条例第96条第2項（条例第111条、第117条又は第121条において準用する場合を含む。）に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

添付資料

- 2の詳細を記載した土地及び建物の平面図、建物の立体図及び立面図並びに設備の配置図

附 則

- 1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。
- 2 改正前の老人福祉法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。